

## 新市庁舎整備に関する市民会議傍聴要領

(総務部管財課)

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに会場受付で氏名、住所及び電話番号を記入し、またはこれらを記載した名刺等を提出し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始予定時刻の30分前から会場で行います。
- (3) 会議開始予定時刻を過ぎた場合でも、入退室できますが、静粛にしてください。
- (4) 会場の都合上、定員を20人（先着順）とします。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する際に守っていただく事項に違反したときは注意し、これに従わない場合には退場していただくことがあります。

### 3 会議を傍聴する際に守っていただく事項

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、会議の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において、飲食または喫煙をしないでください。（必要な水分補給を除く。）
- (4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。
- (6) 原則として不織布マスクを着用してください。また、37.5度以上の発熱がある方や体調の悪い方は入場しないでください。

### 4 その他

傍聴の方には、盛岡市指定駐車場無料駐車券を発行しませんので、御自身の負担で公共交通機関や会場周辺の駐車場をご利用いただくようお願いいたします。